# 第7 税務機構に関する調

1	定	<b>2</b> 数(平成 21 年度~平成 25 年度)	137
2	事	務別税務職員配置数	137
3	職	名別・級別・年齢別人員調	138
4	級	別・本県在職年数別人員調	139
5	役	付職員一覧表	140
6	税	務機構	142
•	,	現在の機構	
(	2)	機構の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	142
•	,	税務機構一覧表	
(	4)	所掌事務	146
7	県	税事務所の名称、所在地、管轄区域表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	152

数 定

Tr.	ПП	所	博多	東福岡	西福	筑	北九	北九	田	飯塚	久留业	大牟	筑	行	計	税務署	合
年	別	属	3	畄	畄	紫	州東	州西	Л	· 直 方	米	田	後	橋		課	計
平成 2 3月 3 現	2 2年 3 1日 在	事 務 その他 計	86 1 87	72 2 74	73 2 75	41 2 43	67 3 70	63 1 64	17 4 21	63 7 70	84 4 88		15 2 17	16 2 18	32	70 2 72	682 34 716
平成 2 3 月 3 現	23年 31日 在	事務他計	84 1 85	71 2 73	71 2 73	40 2 42	65 3 68	62 1 63	17 4 21	60 7 67	81 4 85	15 2 17	15 2 17	16 1 17	597 31 628	72 2 74	669 33 702
平成 2 3月 3 現	2 4年 3 1日 在	事 務 その他 計	81 1 82	71 2 73	71 2 73	40 2 42	64 3 67	61 1 62	17 3 20	59 7 66	79 4 83	15 2 17	15 2 17	16 1 17	*589 30 619	71 2 73	660 32 692
平成 2 3月3 現	25年 31日 在	事 務 その他 合 計	81 1 82	71 1 72	71 2 73	40 2 42	64 3 67	61 1 62	17 3 20	59 6 65	79 2 81	15 2 17	15 2 17	16 1 17	589 26 615	73 2 75	662 28 690
平成 2 3月 3 現	26年 31日 在	事 務 他 計	83 1 84	69 1 70	70 2 72	40 1 41	62 2 64	60 1 61	17 3 20	58 4 62	77 2 79	15 2 17	15 2 17	16 1 17	582 22 604	78 2 80	660 24 684

#### 事務別税務職員配置数

(平成26年3月31日現在) 計臨時職員 総務関係 直税関係 臨時職員 徴 収 関 係 臨時職員 間税関係 臨時職員 臨時職員 分 区 本 庁 事務所等 合 計 

## 3 職名別・級別・年齢別人員調

(平成26年4月1日現在)

																(平	成26	年4)	1日	現在)
区分	副理事	課 展長長長長監事	課	長	3	果長補佐 参事補佐 党務主韓	r.	副	長長主査	事務	主査	主任	主事	主	事	小計	労 主任技能員	1	職支担員	合計
	8級	7級	6級	5級	6級	5級	4級	5級	4級	4級	3級	3級	2級	2級	1級		5級	4級	1級 ~ 3級	
~25歳														4	48	52				52
26歳~30歳													1	13	3	17				17
31歳~35歳												19	3			22				22
36歳~40歳										18		39	1			58				58
41歳~45歳									3	101	1	6				111				111
46歳~50歳					3	4		13	24	65		1				110	2			112
51歳~55歳		5	17		33	3		28	2	54						142	4			146
56歳~60歳		19	24		20			27	2	31		7				130	10			140
61歳~										39		14				53	2	6		61
合 計	0	24	41	0	56	7		68	31	308	1	86	5	17	51	695	18	6	0	719

## 4 級別・本県在職年数別人員調

(平成26年4月1日現在)

		行		政	ζ		職		労	務	職	
区 分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	5級	4級	1級~ 3級	合計
1年未満								17				17
1年~5年					1	4	16	34				55
6年~10年						7	5					12
11年~15年					1	23	1					25
16年~20年					58	30			2			90
21年~25年			2	2	113	2			9	1		129
26年~30年		3	29	23	68	1			3	1		128
31年~35年		7	37	36	36	2			4	1		123
36年~40年		14	27	13	38	10				3		105
41年~45年			2	1	23	8						34
46年~					1							1
合計	0	24	97	75	339	87	22	51	18	6	0	719

## 5 役 付 職

●平成26年度税務課役付職員

税務課	課長	副課長	企画監	課長補佐	課長補佐
	桝崎 綾子	渡 隆三	石橋 浩一	後藤 孝幸	末次 竜二
内線	2280	2281	2282	2283	2304
ダイヤルイン	643-3061	643-3070	643-3066	643-3063	643-3070

※FAX (企画係前) 643-3069

※FAX (電算係横) 643-3051

※FAX(福岡東庁舎: 3階)473-6904

●亚成26年度周超事務所沿付聯昌

	●平成 2	6年度県税事務	<u> </u>		
職名	博多	東福岡	西福岡	筑紫	北九東
代表番号	473-8311	641-0201	735-6141	513-5573	093-592-3511
代表短縮	*3063	* 2853	*2963	*2747	*1903
所 長 室	473-8318	641-0205	092-735-6140	092-513-5580	093-592-3504
所長室短縮	*3060	* 2850	*2960	*2745	*1900
所長	長松厚司	津野義嗣	元村博文	嘉村孝行	中村康夫
副所長	新田 宏	伊藤浩幸	河野 広光	龍 俊郎	落石藤隆
総務課長	*	*	*	*	*
課税(1)課長	田渋七美	渡邉佳代子	磗川直幸	(兼務)	水上文生
課税2課長	伊藤光哉	矢加部 豊	深堀利郎	*	鍵山康彦
課税3課長	本田英明	*	*	*	*
税務主幹	山本 晃	*	*	*	*
収税(1)課長	川波信生	北村一成	永秋修二	小路則子	橋元治郎
収税2課長	行武義弘	菊川文子	大歯政敏	林 則之	尾形和博
収税3課長	*	有吉正吾	清原彰規	*	*
税務主幹	林 武文	林 勝博	岡村孝城	古賀哲二	山下和俊
税務主幹	佐々木茂範	江藤幸良	白石 力	堤 憲治郎	高田勝俊
税務主幹	*	渡邉善高	碇 悦郎	*	*
総務係長	平島直美	広津 滝	三苫 栄	*富永のりゑ	中山浩之
事業税(1)係長	渕崎眞智子	松枝保夫	中原美奈子	*	川原正弘
事業税2係長	高石直人	*	清水孝一	*	*
不動産(1)係長	松野裕之	荻野光弘	戸田川洋治	野田なるみ	大國尋史
不動産2係長	尋木広幸	鶴留明美	森 千幸	*	中島悦子
不動産3係長	*	*	*	*	*
間税(1)係長	惠谷信弘	*	*	*	*
间祝2AA.	田代"戊""	*	*	*	*
収税(1)係長	柳原久男	平野ヒナ子	髙口幸一	鈴木茂生	芳賀宣嘉
収税2係長	末次 修	行武章子	田中進一郎	宮﨑嘉浩	坂本直子
収税3係長	<ul><li>浜田倫彰</li></ul>	*	*	*	二宮浩一郎
収税(1)係長	*	田中 修	江島眞基	*	*
収税2係長	*	濱壽美惠	香月敦子	*	*
:民税特別対策班長	鈴木知津子	古家 務	*	前田和子	堤 仁
動車税(1)係長	佐々木由美子	森田浩義	加藤浩明	合田峰人	安武義明
自動車税2係長	*	久家良子	満生邦治	*	*
収納係長	飯田浩行	坂井秀男	木下裕史	平川祐二	柴山克彦

<sup>|</sup> 収納係長 | 飯田浩行 | 坂井秀男 | 木下裕史 | 平川祐二 | 柴山克彦 | ※太枠は本課長補佐、二重線枠は参事補佐(・再任用)。\*筑紫県税は総務事業税係長、田川・大牟田・

111

# 員 一 覧 表

					W. 1. 9 6	5年4月17日現在
参事補佐	管理係長	企画係長	直税第一係長	外形標準課税調査係長	直税第二係長	間税係長
古賀 照高	田島 幸博	(参事補佐) 西山浩史	(参事補佐) 池田 敦子	山浦 信男	甲斐田 真弓	(参事補佐) 田辺 雄一
内350	2284	2286	2288	2354	2342	2308
473-6922	643-3062	643-3063	643-3064	643-3081	643-3070	643-3065
				E		E
	広域調査係長	指導係長	特命事案対策チーム	徴収機動班	電算係長	収納管理係長
	坂田 直樹	(参事補佐) 川波 和久	酒井 謙二	手嶋 佐枝子	(参事補佐) 小宮 隆太	(参事補佐) 鳥尾 裕之
	内354	2292	2310	2350	2297	2345
	473-6922	643-3066	643-3060	643-3049	643-3068	643-3050
北九西	田川	飯塚直方	久留米	大牟田	筑後	行橋
093-662-9310	0947-42-9302	0948-21-4902	0942-30-1012	0944-41-5122	0942-52-5131	0930-23-2216
*1006	*1202	*1403	*3503	*3443	*1017	*2502
093-681-1889	0947-42-9300	0948-21-4900	0942-30-1009	0944-41-5121	0942-52-5136	0930-23-2767
*1005	*1200	*1400	*3500	*3440	*1016	*2500
平嶋明男	山中史人	永尾正勇	森山祐二	池上義忠	船越章夫	宇都宮宏
	2 2000	T. SEX	THE RESERVE ASSESSMENT OF THE PARTY OF THE P			
大畑一之	大里幸史	金富実一	髙口英則	*	4 × πr <del>×</del>	*
田中正利	人里辛艾 *	### 鐘井雅宣	西原佳代	重野和生	師岡登世美	茅田時一
飛佐和孝	*	岡田富美雄	末次良勝	*	*	*
*	*		*	*	*	*
船津司	*	中村秀信	大渕和夫	*	*	*
下村久美子	坪根浩和	小田代俊一	萩尾法之	大塚豊彦	星原孝司	宮本直樹
小方 康	*	瀬利充昭	青木正好	*	*	*
*	*	*	*	*	*	*
林田一寿	松山賢二	太田裕一	横山徳幸	西田嘉昭	市川英雄	枡田智樹
白澤多美子	*	中島美保	高田龍雄	*	*	*
*	*	*	*	*	*	*
都留享子	花岡 久美	赤星文昭	福入繁喜	*田中三紀子	*吉冨美香子	*岩本 香
久保憲司	*	野上博文	川畑千亜紀	*	*	*
*	*	*	*	*	*	*
寺本和弘	*	後藤哲也	組坂達也	*	*	*
岩﨑智代	*	中嶋次郎	近見博之	*	*	*
熊谷真紀子	*	太田英明	角 紀子 緒方 寿	*	*	*
照谷具紀士 *	*	太田央明 *	<b>箱</b> 力 尹	*	*	*
鶴留昭治	*山室隆士	田山式美	八山剛志	*徳永俊作	*松本かおり	*明石伸二
古戝喜文	*	関口裕美	松添克彦	*	*	*
鈴川悦子	*	*	*	*	*	*
*	*	*	*	*	*	*
*	*	*	*	*	*	*
*	*	山本哲也	山浦奈津子	*	*	*
宮田美佐子	*	徳田英雄	梅﨑裕二	*	*	*
*	*	*	行徳幸子	*	*	*
永渕直子	*	佐名木昌彦	島 房代	*	*	*
· 筑後 · 行橋県税	<b>计副</b> 長					

<sup>・</sup>筑後・行橋県税は副長。

## 6 税 務 機 構

## (1) 現在の機構

総務部税務課には、管理、企画、直税第一、外形標準 課税調査、直税第二、間税、軽油引取税広域調査、指導、 電算、収納管理の9係があり、県税の賦課徴収事務の統 轄・指導、軽油引取税に係る広域調査及び高額特殊滞納 整理を行い、県内には賦課徴収事務を行う8の県税事務 所(博多、東福岡、西福岡、筑紫、北九州東、北九州西、 飯塚・直方、久留米)と徴収機能に特化した4の県税事 務所(田川、大牟田、筑後、行橋)を設置している。

## (2)機構の変遷

- ア 昭和22年地方税制度の改正に伴い県財政収入の根 幹をなす県税の徴収確保を図るため、同年5月12日 総務部に税務課が設置された。同年5月29日に至り 県税の賦課・徴収の出先機関として県下市部に福岡・ 小倉・久留米・大牟田の4財務出張所が、郡部に地方 事務所財務課がそれぞれ設置された。
- イ 昭和23年5月1日財務出張所の名称を財務事務所 に改称し、同年7月1日北九州五市を管轄していた小 倉財務事務所を、門司・小倉・戸畑・八幡・若松の5 財務事務所に分割し、入場税の地方への委譲、事業税 の創設等の地方税制の改正に対処するため税務機構の 強化を行った。
- ウ 昭和 24 年 2 月 28 日税務課に県税に関する指導・啓蒙及び広報活動によって県税の納付及び納入の促進を図るため第三係(昭和 24.10.10 指導係となる。)を設け、同年 10 月 10 日県税に関する犯則事件を取り締まるため査察係を設けて機構の整備を図り、①県税の賦課・徴収に関する事項②財務事務所に関する事項③地方配付税に関する事項④国税附加税の分割及び市町村民税の賦課・徴収の実施・指導に関する事項をその所管事務とした。
- エ 昭和 25 年に至りシャウプ税制使節団の勧告に基づく国・地方を通じての税財政制度の根本的改革が行われたが、これに対応するため本県の税務機構を拡充強化することとし、同年 6 月 12 日地方事務所から税務機構を独立させ、県下 13 箇所に財務事務所を設置し、更に県民の利便を図るため 7 箇所に財務事務所支所を設け、財務事務所処理規程を改正して総務課、直税課及び間税課の 3 課制とした。福岡・小倉・久留米の 3 財務事務所には徴収課を設置した。

なお、本県の法人事業税が県税収入に占める比重は 大きく、これが収入如何は直ちに税収を左右するとこ ろとなっているので、東京都及びその近県に本店を有 する法人に係る事業税の分割事務を促進し、及び税収 確保を図るため同年11月1日東京税務出張所を開設 した。

- オ 東京税務出張所は、昭和26年1月11日東京事務所 の設置と同時に吸収合併されて東京事務所財務課と改 称。同年7月1日に至り大阪府及びその近県に本店を 有する法人に係る法人事業税の収入確保を図るため大 阪税務出張所を新設した。同年8月7日、県税徴収の 完全を期するため従来総務課に属していた徴収係を徴 収課とし、税務課に徴収係を設置した。
- カ 大阪税務出張所は、昭和27年4月1日大阪事務所 の発足と同時に合併されて大阪事務所税務係と改称。 同年5月20日税務課に監察係を設置し、税務行政の 運営状況の監察及び税務職員の綱紀保持に努めること となった。
- キ 昭和 27 年 12 月財務事務所設置条例の一部を改正し、 ①昭和 28 年 6 月 1 日から従来管轄区域が広汎に過ぎ た福岡財務事務所を東・西に二分割し、また郡部の納 税者の利便を図る見地から浮羽郡吉井町に久留米財務 事務所吉井支所を設け、②東京都・大阪府及びその近

県に本店を有する法人事業税の分割事務の促進並びに 分割後の賦課・徴収の強化を図るため東京事務所財務 課及び大阪事務所税務係を廃止し、昭和27年12月 27日東京・大阪両税務出張所を設置した。

- ク 税務課において昭和24年以来県民の納税思想の啓蒙・宣伝及び税務広報に関する事務を分掌していた指導係は一応所期の目的を達成したので、昭和28年1月1日以降廃止し、庶務係に統合した。
- ケ さきに設置された東京・大阪両税務出張所はその事務内容及び対外的比重から昭和29年6月1日東京税務事務所及び大阪税務事務所と改称した。同年7月1税務課の直税係を二分して直税第一係及び直税第二係とし、査察係を廃止し、監察係を指導監察係に改めた。昭和29年6月1日付けで羽犬塚財務を筑後財務に、吉井支所を浮羽支所に改称した。
- コ 税務課において昭和27年5月以来税務行政の運営 状況の監察及び税務職員の綱紀保持に関する事務を分 掌していた指導監察係は、県全般に及ぶ機構改革の一 環として昭和30年11月16日付けをもって廃止され、 その事務の大半は庶務係に吸収統合された。
- サ 税務課において県税全般に対する企画立案及び調査 を行い税務行政の一層の円滑化を図るため昭和 33 年 4月1日付けで企画調査係が新設された。
- シ 各財務事務所のうち必要と認められる課に昭和36 年2月23日付けで係長制度が設けられた。
- ス 直方財務事務所の所管区域であった中間市・遠賀郡 を昭和39年7月1日付けで若松財務事務所の区域に 変更し納税者の利便を図った。
- セ 自動車税の証紙徴収業務の開始に伴い、昭和40年 4月1日以降同業務を西福岡財務事務所及び小倉財務 事務所で取り扱うこととした。また自動車税の申告書 の収集については、従来税務課で取り扱ってきたが、 同業務を昭和41年8月1日以降西福岡財務事務所及 び小倉財務事務所に移管した。
- ソ 筑後財務事務所の所管区域であった筑邦町を昭和 42年2月1日付けで久留米財務事務所の地域に変更 し納税者の利便を図った。
- 夕 福岡県陸運事務所が西福岡財務事務所管内から東福 岡財務事務所管内へ移転したことに伴い、昭和43年 4月1日から自動車税申告書の収集及び自動車税証紙 徴収事務を西福岡財務事務所から東福岡財務事務所に 移管した。
- チ 税法改正により昭和43年7月1日から自動車取得 税新設により、東福岡財務事務所並びに小倉財務事務 所で業務を取り扱うこととした。
- ツ 自動車台数の毎年増加により自動車税を集中事務処 理するため、昭和43年8月28日から税務課に計算係 を設置し自動車税事務の合理化を図った。
- テ 昭和43年8月28日に円滑な人事管理運営を期する ため東福岡・西福岡・小倉・八幡・久留米・大牟田財 務事務所に次長制を設置した。
- ト 昭和 45 年 9 月 11 日東福岡・西福岡財務事務所の収 納係を 2 係制とした。
- ナ 昭和 47 年 9 月 11 日直方・田川・飯塚の筑豊 3 財務 事務所(総合庁舎管理事務所)に次長制を設置した。
- 二 昭和48年5月1日門司・戸畑・若松・筑後・行橋 財務事務所に次長制を設置した。
- ヌ 法人数の増加により、法人県民税・事業税を集中事務処理するため、昭和52年4月1日から税務課計算係で業務を取り扱うこととした。
- ネ 福岡県陸運事務所久留米支所が設置されたことに伴い、昭和54年4月1日から久留米財務事務所において、自動車税証紙徴収事務及び自動車取得税賦課徴収事務を取り扱うこととした。

- ノ 税務署の管轄区域の変更に伴い、昭和57年4月1 日付けで、従来東福岡財務事務所の管轄区域であった 「福岡市南区のうち那珂川以東に属する地域」を、西 福岡財務事務所の管轄区域とした。
- ハ 税務事務の合理化を図るため、昭和57年6月1日 付けで、福岡県大阪税務事務所を廃止した。
- ヒ 昭和60年4月24日税務課計算係の所掌事務を税務 事務の電算処理に関することとし、名称を税務電算係 とした。
- フ 九州運輸局福岡陸運支局筑豊自動車検査登録事務所 が設置されたことに伴い、昭和60年10月21日から 飯塚財務事務所において、自動車税証紙徴収事務及び 自動車取得税賦課徴収事務を取り扱うこととした。

社会情勢の変化に伴い、税務行政の効率化を図るため、昭和 61 年 3 月 31 日限りで福岡県東京税務事務所を廃止した。

- ホ 総務部における財務会計の集中化に伴い、昭和63 年4月1日から税務課の庶務係を管理係に改めるとと もに所掌事務の見直しを行った。
- マ 税制改正により県民税利子割が創設されたため、昭 和63年5月1日から西福岡財務事務所でその事務を 取り扱うこととした。
- 平成元年4月1日から、社会経済情勢の変化に伴う 組織機構の改善の一環として、交通通信手段の発達、 収納代理金融機関の拡大等により、戸畑財務事務所を 八幡財務事務所に統合するとともに、行政サービスの 向上と効率的な執行体制を確立するため、西福岡財務 事務所を分割して新たに筑紫財務事務所を設置した。
- ム 昭和60年11月に策定された県行政改革大綱に基づき、5年がかりで進められてきた全庁的な行政改革の最終年度にあたる平成2年度において、税務行政改革の総仕上げとして、平成2年4月1日からの税務事務におけるトータルオンラインシステムの導入とあわせ組織機構についても、次のとおり抜本的な見直しを行った。

税務課においては、高額特殊滞納整理を担当する滞納整理係の設置とあわせ、従来の7係を再編整備し、 平成2年4月5日から管理・企画・課税第一・課税第二・納税・滞納整理・税務電算の7係とした。

財務事務所においては、平成2年4月1日から名称 を県税事務所に変更するとともに、平成2年4月5日 から従来の総務課、直税課、間税課、徴収課の4課制 を課税課及び納税課の原則2課制に改め、あわせて全 事務所に係制を導入した。

また、交通通信手段の発達等により、平成2年4月 1日から県下8ヵ所の支所を廃止する一方、住民の利 便を考慮して従前の8支所の所在地に県税相談窓口を 設置した。

- メ 平成6年4月5日から、税務電算係を電算第一係と 電算第二係の二係制に改編し、税務課内の電算関連業 務をこの二係で取り扱うこととした。また、納税係を 廃し、徴収指導業務を滞納整理係、収納・徴収管理業 務を電算第二係が取り扱うこととした。
- モ 課税客体の的確な捕捉体制の整備を図るため、平成 10年4月1日からゴルフ場利用税及び軽油引取税に 係る事務を、東福岡・八幡・飯塚・久留米県税事務所 に集中化することとした。
- ヤ 滞納整理の強化を図るため、平成11年4月19日から、税務課においては、滞納整理係を指導係に改め、 県税事務所においては、各係若しくは各担当者ごとに 滞納整理の行程に応じた業務を所掌すべく組織を改編 し、課の名称を、納税課から収税課に改め、収税課に 企画係、収税係、整理係、収納係を設置した。(規模 により、収税係、収納係とした。)

また、自動車税の課税事務の一部を税務課に集中化 した。 ユ 特別地方消費税の廃止に伴い、平成12年4月1日 付けで、東福岡・西福岡・小倉・八幡・久留米県税事 務所における特別地方消費税係を廃止した。

また、税務課においては、税収確保の観点に立ち、 対県税事務所との連携強化等を図るため、同日から、 課税第一係を主に事業税を所掌する直税第一係と主に 不動産取得税及び電算第一係で所掌していた自動車二 税を所掌する直税第二係に分割し、課税第二係を間税 係に改称し、電算第一係と電算第二係を統合し電算係 とした。

- ョ 事務の効率化を図るため、平成 14 年 4 月 1 日から、 収納事務のうち、各県税事務所において個別的に処理 されている事務の一部を税務課に集中化し、収納管理 係を設置した。
- ラ 平成17年4月1日から、効率的な税務事務の執行 と県民サービスを均等に提供するため、14県税事務 所体制を12県税事務所体制とする再編を行った。

〈 課税と徴収機能を有する事務所 〉

- 博多県税事務所
- 東福岡県税事務所
- 西福岡県税事務所
- 筑紫県税事務所
- 北九州東県税事務所
- 北九州西県税事務所
- ・飯塚・直方県税事務所 ・久留米県税事務所
- 〈 徴収機能に特化した事務所 〉
  - 田川県税事務所
- 大牟田県税事務所
- · 筑後県税事務所
- · 行橋県税事務所
- (1) 軽油引取税の広域事案に対応するため、税務課に 軽油引取税広域調査係を設置した。
- (2) 平成 17 年度より導入する産業廃棄物税について、 博多県税事務所でその事務を取り扱うこととした。
- (3) 分割支店法人に係る法人二税の事務を博多県税事 務所に集中化することとした。
- (4) 東福岡県税事務所において所掌している軽油引取 税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び県たばこ 税に係る事務を博多県税事務所の所掌事務とした。
- リ 平成19年4月19日から、外形標準課税の適正な課税調査に対応するため、税務課直税第一係に集中調査要員を確保した。また、所得税から住民税の税源移譲に的確に対応するため、税務課指導係内に地方税収対策本部・特別機動班を設置した。
- ル 平成21年4月1日から、個人住民税徴収対策強化 のため、4県税事務所(東福岡、北九州東、飯塚・直 方、久留米)に地方税収対策本部(福岡、北九州、筑 豊、筑後)地区特別班を設置した。
- レ 平成22年4月1日から、県外高額滞納案件に対応 するため、税務課指導係内に特命徴収班を設置した。
- ロ 平成23年5月1日から、地方税収対策本部の特別 機動班を特別徴税班として再構築を行った。
- 7 平成24年4月1日から、県外だけでなく県内の高額滞納事案に対応するため、特命徴収班を特命事案対策チームへ、また、政令市の捜索強化のため、特別徴税班を個人住民税徴収機動班へ体制の整備を行った。
- ヲ 平成25年4月1日から、専門的な知識やノウハウ の蓄積を計り、より効率的に精緻な調査を行うことを 目的とし、税務課内に外形標準課税調査係を設置した。 また、個人住民税徴収対策強化のため、博多県税事 務所に地方税収対策本部博多特別対策班を設置した。
- ン 平成26年4月1日から、個人住民税徴収対策強化 のため、筑紫県税事務所に地方税収対策本部筑紫地区 特別対策班を新たに設置した。

答

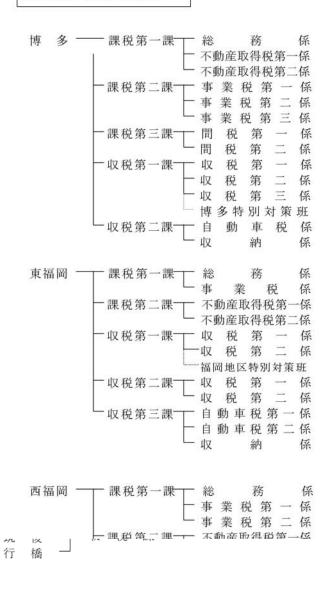
系

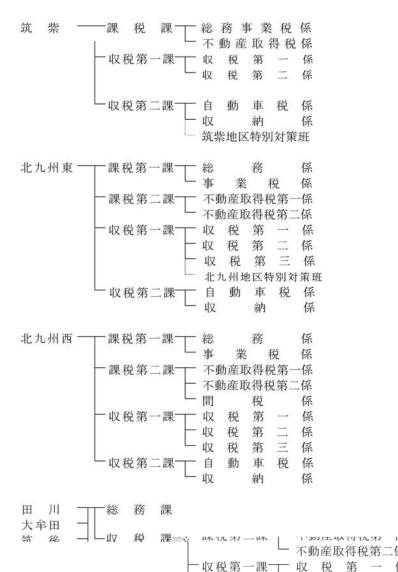
不

## (平成26年4月1日現在)



出先機関 (県税事務所)





- 1

収 税 第

収 税 第

> 税 第

自動車税第一

自動車税第二位

納

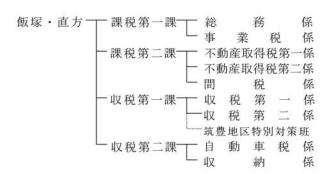
- 収

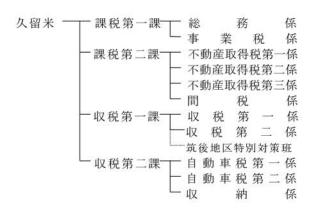
IJΖ

- 収税第二課-

- 収税第三課-

1





## (4) 所掌事務(平成26年4月1日現在)

#### 税務課

#### 管 理 係

- 庶務に関すること。
- ・ 県税事務所に関すること。
- 財務会計に関すること。

#### 企 画 係

- 地方揮発油譲与税に関すること。
- ・ 国有資産等所在都道府県交付金に関すること。
- ・ 石油ガス譲与税に関すること。
- ・ 地方法人特別譲与税に関すること。
- ・ 県税収入の予算に関すること。
- ・ 税務行政の総合企画、調査及び調整に関すること。
- 税務広報に関すること。
- ・ 税務争訟に関すること。
- ・ 税務研修に関すること。

#### 直税第一係

県民税及び事業税の賦課及び犯則取締りに関すること。

## 外形標準調査係

外形標準課税法人の調査、法人二税(外形課税 法人)の賦課及び犯則取締りに関すること。

#### 直税第二係

 不動産取得税、自動車税、鉱区税、固定資産税、 自動車取得税及び狩猟税の賦課及び犯則取締りに 関すること。

## 間 税 係

・ 地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、軽油列取税(軽油引取税広域調査 係において所掌するものを除く。)及び産業廃棄 物税の賦課及び犯則取締りに関すること。

#### 軽油引取税広域調査係

・ 軽油引取税の犯則取締り(県内に事務所等を有 しない特別徴収義務者に関する調査及び広域的か つ緊急に処理を要する調査)に関すること。

#### 指 導 係

- 納税貯蓄組合に関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分並びに犯則取締りに関すること。
- 特殊滞納整理に関すること。

#### 電 算 係

- ・ 税務事務の電算処理システムの維持管理及び運 用に関すること。
- 収納に関すること。
- ・ 県税収入の決算に関すること。

#### 収納管理係

・ 督促状の発付並びに収納決算及び統計に関するすること。

#### 博多県税事務所

#### 課税第一課

#### イ 総務係

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- 庶務に関すること。
- 財務会計に関すること。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関すること。

## 口 不動産所得税第一係

- 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する 事務の総括に関すること。
- 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する 事務であって所長の指定する区域に係るものに 関すること。
- ・ 鉱区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯 則取締りに関すること。

#### ハ 不動産取得税第二係

 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する 事務であって所長の指定する区域に係るものに 関すること。

## 課税第二課

## イ 事業税第一係

- 個人事業税、法人県民税及び法人事業税の賦 課及び犯則取締りに関する事務の総括に関する こと。
- 個人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税(分割支店法人に 係るものを除く。)の賦課及び犯則取締りに関 する事務であって所長の指定する区域に係るも のに関すること。

#### 口 事業税第二係

- 個人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税(分割支店法人に 係るものを除く。)の賦課及び犯則取締りに関 する事務であって所長の指定する区域に係るも のに関すること。

## ハ 事業税第三係

・ 法人県民税及び法人事業税の賦課及び犯則取 締りに関する事務であって分割支店法人に係る ものに関すること。

## 課税第三課

## イ 間税第一係

- ・ 県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税 の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関 すること。
- ・ 県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税 の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所 長の指定するものに関すること。
- ・ 産業廃棄物税の賦課に関すること。(間税第 二係において所掌するものを除く)
- ・ 特別地方消費税の賦課及び犯則取締りに関す ること。

#### 口 間税第二係

- ・ 産業廃棄物税の賦課に関する事務の総括に関 すること。
- 産業廃棄物税の賦課に関する事務であって所 長の指定するものに関すること。
- ・ 県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税 の賦課及び犯則取締りに関すること。(間税第 一係において所掌するものを除く。)

#### 収税第一課

## イ 収税第一係

- ・ 滞納整理の企画に関すること。
- 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指 定するものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 徴収の嘱託に関すること。
- ・ 納税貯蓄組合に関すること。

#### 口 収税第二係

- ・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するものを除く。)に関する事務であって滞納処分後のものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

## ハ 収税第三係

・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

## 収税第二課

#### イ 自動車税係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関すること
- 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
- ・ 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告 後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに 係る自動車税の徴収及び滞納処分に関すること 収納係
  - 収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付 及び充当に関すること。

#### 東福岡県税事務所

## 課税第一課

#### イ総務係

- 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- · 庶務に関すること。
- 財務会計に関すること。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関すること。

#### 口 事業税係

- ・ 個人県民税及び個人事業税の賦課及び犯則取 締りに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税(分割支店法人に 係るものを除く。)の賦課及び犯則取締りに関 すること。

## 課税第二課

#### イ 不動産取得税第一係

- 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する 事務の総括に関すること。
- 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する 事務であって所長の指定する区域に係るものに 関すること。
- ・ 鉱区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯 則取締りに関すること。

#### 口 不動産自動車税第二係

不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

#### 収税第一課

## イ 収税第一係

- 滞納整理の企画に関すること。
- 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指 定するものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 徴収の嘱託に関すること。
- ・ 納税貯蓄組合に関すること。

#### 口 収税第二係

・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

## 収税第二課

#### イ 収税第一係

- 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指 定するものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するものを除く。)に関する事務であって滞納処分後のものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

#### 口 収税第二係

・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

## 収税第三課

## イ 自動車税第一係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務 の総括に関すること。
- 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する登録番号に係るものに関すること。
- 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指 定するものに関すること。
- 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに係る自動車税で所長の指定する登録番号に係るものに関すること。

#### 口 自動車税第二係

自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務

であって所長の指定する登録番号に係るものに 関すること。

- ・ 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告 後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに 係る自動車税で所長の指定する登録番号に係る ものに関すること。
- ハ 千早(箱崎)分室(福岡市駐在)
  - 自動車取得税及び証紙により徴収する自動車税の賦課、徴収及び犯則取締りに関すること。
  - ・ 自動車税に係る納税証明書の交付及び自動車 税の収納に関すること。
- 二 収納係
  - 収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。

#### 西福岡県税事務所

#### 課税第一課

## イ 総務係

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- 庶務に関すること。
- ・ 財務会計に関すること。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関すること。

#### 口 事業税第一係

- ・ 個人事業税、法人県民税及び法人事業税の賦 課及び犯則取締りに関する事務の総括に関する こと。
- ・ 個人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事 務であって所長の指定する区域に係るものに関 すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税(分割支店法人に 係るものを除く。)の賦課及び犯則取締りに関 する事務であって所長の指定する区域に係るも のに関すること。

#### ハ 事業税第二係

- 個人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税(分割支店法人に 係るものを除く。)の賦課及び犯則取締りに関 する事務であって所長の指定する区域に係るも のに関すること。
- ・ 個人県民税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式 等譲渡所得割の賦課及び犯則取締りに関すること。

## 課税第二課

#### イ 不動産取得税第一係

- 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する 事務の総括に関すること。
- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する 事務であって所長の指定する区域に係るものに 関すること。
- ・ 鉱区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯 則取締りに関すること。
- 口 不動産取得税第二係
  - 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する 事務であって所長の指定する区域に係るものに 関すること。

## 収税第一課

イ 収税第一係

- ・ 滞納整理の企画に関すること。
- ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指 定するものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- 徴収の嘱託に関すること。
- ・ 納税貯蓄組合に関すること。

#### 口 収税第二係

・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

## 収税第二課

## イ 収税第一係

- 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するものを除く。)に関する事務であって滞納処分後のものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

#### 口 収税第二係

・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

#### 収税第三課

## イ 自動車税第一係

- 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務 であって所長の指定する登録番号に係るものに 関すること。
- 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
- ・ 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告 後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに 係る自動車税で所長の指定する登録番号に係る ものに関すること。

#### 口 自動車税第二係

- 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する登録番号に係るものに関すること。
- ・ 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告 後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに 係る自動車税で所長の指定する登録番号に係る ものに関すること。

#### ハ 収納係

収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付 及び充当に関すること。

#### 筑紫県税事務所

#### 課 税 課

イ 総務事業税係

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- 庶務に関すること。
- ・ 財務会計に関すること。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関する こと。
- ・ 個人県民税及び個人事業税の賦課及び犯則取 締りに関すること。
- 法人県民税及び法人事業税(分割支店法人に 係るものを除く。)の賦課及び犯則取締りに関 すること。
- 口 不動産取得税係
  - 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関すること。
  - ・ 鉱区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯 則取締りに関すること。

## 収税第一課

## イ 収税第一係

- ・ 滞納整理の企画に関すること。
- 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指 定するものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 徴収の嘱託に関すること。
- ・ 納税貯蓄組合に関すること。

#### 口 収税第二係

- ・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するものを除く。)に関する事務であって滞納処分後のものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

## 収税第二課

#### イ 自動車税係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関すること
- 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指 定するものに関すること。
- 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告 後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに 係る自動車税に関すること。

#### 口 収納係

収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付 及び充当に関すること。

## 北九州東県税事務所

#### 課税第一課

#### イ総務係

- 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- 庶務に関すること。
- ・ 財務会計に関すること。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関すること。

## 口 事業税係

- ・ 個人県民税及び個人事業税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税(分割支店法人に 係るものを除く。)の賦課及び犯則取締りに関 すること。

#### 課税第二課

## イ 不動産取得税第一係

- 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する 事務の総括に関すること。
- 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する 事務であって所長の指定する区域に係るものに 関すること。
- ・ 鉱区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯 則取締りに関すること。
- 口 不動産取得税第二係
  - 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

#### 収税第一課

#### イ 収税第一係

- 滞納整理の企画に関すること。
- 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指 定するものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 徴収の嘱託に関すること。
- ・ 納税貯蓄組合に関すること。

## 口 収税第二係

- ・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するものを除く。)に関する事務であって滞納処分後のものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

## ハ 収税第三係

・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

## 収税第二課

## イ 自動車税係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関すること
- 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指 定するものに関すること。
- 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告 後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに 係る自動車税に関すること。
- 口 曽根分室(北九州市駐在)
  - 自動車取得税及び証紙により徴収する自動車 税の賦課、徴収及び犯則取締りに関すること。
  - 自動車税に係る納税証明書の交付及び自動車 税の収納に関すること。

#### ハ 収納係

・ 収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付 及び充当に関すること。

#### 北九州西県税事務所

#### 課税第一課

イ 総務係

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- 庶務に関すること。
- ・ 財務会計に関すること。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関すること。

#### 口 事業税係

- ・ 個人県民税及び個人事業税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税(分割支店法人に 係るものを除く。)の賦課及び犯則取締りに関 すること。

#### 課税第二課

## イ 不動産取得税第一係

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する 事務の総括に関すること。
- 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する 事務であって所長の指定する区域に係るものに 関すること。
- ・ 鉱区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯 則取締りに関すること。

## 口 不動産取得税第二係

不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する 事務であって所長の指定する区域に係るものに 関すること。

#### ハ 間税係

- ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課及び犯 則取締りに関すること。
- ・ 特別地方消費税の賦課及び犯則取締りに関す ること。

#### 収税第一課

#### イ 収税第一係

- ・ 滞納整理の企画に関すること。
- 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 徴収の嘱託に関すること。
- ・ 納税貯蓄組合に関すること。

#### 口 収税第二係

- 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するものを除く。)に関する事務であって滞納処分後のものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

## ハ 収税第三係

・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

## 収税第二課

#### イ 自動車税係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関すること
- 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
- ・ 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告

後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに 係る自動車税に関すること。

#### 口 収納係

収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。

#### 田川県税事務所(大牟田、筑後、行橋に同じ)

#### 総務課

- 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- 庶務に関すること。
- 財務会計に関すること。
- ・ 他課に属しない事務の処理に関すること。
- 申告書及び申請書の受付に関すること。
- ・ 収納及び督促状兼引受書の発付に関すること

#### 収 税 課

- 滞納整理の企画に関すること。
- 特殊滞納整理に関すること(税務課において 所掌するものを除く。)。
- ・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するものを除く。)に関すること。
- ・ 徴収の嘱託に関すること。
- ・ 納税貯蓄組合に関すること。

#### 飯塚·直方県税事務所

#### 課税第一課

#### イ総務係

- 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- 庶務に関すること。
- 財務会計に関すること。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関すること。

### 口 事業税係

- ・ 個人県民税及び個人事業税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税(分割支店法人に 係るものを除く。)の賦課及び犯則取締りに関 すること。

## 課税第二課

#### イ 不動産取得税第一係

- 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する 事務の総括に関すること。
- 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する 事務であって所長の指定する区域に係るものに 関すること。
- ・ 鉱区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯 則取締りに関すること。

## 口 不動産取得税第二係

不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する 事務であって所長の指定する区域に係るものに 関すること。

#### ハ 間税係

- ・ ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課及び犯 則取締りに関すること。
- 特別地方消費税の賦課及び犯則取締りに関すること。

## 収税第一課

#### イ 収税第一係

- ・ 滞納整理の企画に関すること。
- ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指

定するものに関すること。

- ・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 徴収の嘱託に関すること。
- ・ 納税貯蓄組合に関すること。

#### 口 収税第二係

- ・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するものを除く。)に関する事務であって滞納処分後のものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

#### 収税第二課

## イ 自動車税係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関すること
- ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指 定するものに関すること。
- ・ 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告 後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに 係る自動車税に関すること。
- 口 庄内分室 (飯塚市駐在)
  - ・ 自動車取得税及び証紙により徴収する自動車 税の賦課、徴収及び犯則取締りに関すること。
  - ・ 自動車税に係る納税証明書の交付及び自動車 税の収納に関すること。

#### ハ 収納係

収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付 及び充当に関すること。

#### 久留米県税事務所

#### 課税第一課

## イ総務係

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- ・ 庶務に関すること。
- 財務会計に関すること。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関する こと。

#### 口 事業税係

- ・ 個人県民税及び個人事業税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税(分割支店法人に 係るものを除く。)の賦課及び犯則取締りに関 すること。

#### 課税第二課

#### イ 不動産取得税第一係

- 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する 事務の総括に関すること。
- 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する 事務であって所長の指定する区域に係るものに 関すること。
- 口 不動産取得税第二係
  - 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する 事務であって所長の指定する区域に係るものに 関すること。
- ハ 不動産取得税第三係
  - 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する 事務であって所長の指定する区域に係るものに

関すること。

・ 鉱区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯 則取締りに関すること。

## 二 間税係

- ・ ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課及び犯 則取締りに関すること。
- 特別地方消費税の賦課及び犯則取締りに関すること。

## 収税第一課

## イ 収税第一係

- 滞納整理の企画に関すること。
- 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指 定するものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 徴収の嘱託に関すること。
- ・ 納税貯蓄組合に関すること。

#### 口 収税第二係

- ・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するものを除く。)に関する事務であって滞納処分後のものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

#### 収税第二課

## イ 自動車税第一係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務 の総括に関すること。
- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務 であって所長の指定する登録番号に係るものに 関すること。
- 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指 定するものに関すること。
- ・ 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告 後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに 係る自動車税で所長の指定する登録番号に係る ものに関すること。

#### 口 自動車税第二係

- 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する登録番号に係るものに関すること。
- 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告 後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに 係る自動車税で所長の指定する登録番号に係る ものに関すること。

#### ハ 上津分室(久留米市駐在)

- ・ 自動車取得税及び証紙により徴収する自動車 税の賦課、徴収及び犯則取締りに関すること。
- ・ 自動車税に係る納税証明書の交付及び自動車 税の収納に関すること。

#### 二 収納係

 収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付 及び充当に関すること。

## 7 県税事務所の名称、所在地、管轄区域表

(平成26年4月1日現在) (根拠法令) 福岡県県税事務所設置条例

名称	₹	所在地	管轄区域	電話番号
博多県税事務所	812-8542	福岡市博多区博多駅東1-17-1 (福岡県福岡東総合庁舎内)	福岡市博多区・南区	092-473-8311(代)
東福岡県税事務所 千 早 分 室		福岡市東区箱崎1-18-1 (福岡県粕屋総合庁舎内) 福岡市東区千早3-10-40	福岡市東区、宗像市、 古賀市、福津市、 糟屋郡	092-641-0201(代) 092-661-5456
西福岡県税事務所	810-8515	福岡市中央区赤坂1-8-8 (福岡県福岡西総合庁舎内)	福岡市中央区・西区・ 城南区・早良区、糸島市	092-735-6141(代)
筑紫県税事務所	816-8558	大野城市白木原3-5-25 (福岡県筑紫総合庁舎内)	筑紫野市、春日市、 大野城市、太宰府市、 筑紫郡	092-513-5573 (代)
北九州東県税事務所 曽 根 分 室		北九州市小倉北区城内7-8 (福岡県小倉総合庁舎内) 北九州市小倉南区沼南町3-20-1	北九州市門司区 · 小倉北区 · 小倉南区	093-592-3511 (代) 093-473-0177
北九州西県税事務所	805-0062	北九州市八幡東区平野2-13-2	北九州市若松区・戸畑 区・ 八幡東区・八幡西区、 中間市、遠賀郡	093-662-9310 (代)
田川県税事務所	825-0002	田川市大字伊田3292-2 (福岡県田川総合庁舎内)	田川市、田川郡 ただし、課税については、 飯塚・直方県税事務所が所管	0947-42-9302 (代)
飯塚・直方県税事務所 庄 内 分 室		飯塚市新立岩8-1 (福岡県飯塚総合庁舎内) 飯塚市仁保23-44	直方市、飯塚市、 宮若市、嘉麻市、 鞍手郡、嘉穂郡	0948-21-4902 (代) 0948-82-1010
久留米県税事務所 上 津 分 室		久留米市合川町1642-1 (福岡県久留米総合庁舎内) 久留米市上津町字中尾山2203-301	久留米市、小郡市、 うきは市、朝倉市、 朝倉郡、三井郡	0942-30-1012 (代) 0942-21-0554
大牟田県税事務所	836-0034	大牟田市小浜町24-1 (福岡県大牟田総合庁舎内)	大牟田市、柳川市、 みやま市 ただし、課税については、 久留米県税事務所が所管	0944-41-5122(代)
筑後 県税 事務所	833-0031	筑後市大字山の井766-2	八女市、筑後市、大川 市、八女郡、三潴郡 ただし、課税については、 久留米県税事務所が所管	0942-52-5131 (代)
行橋 県税事務所	824-0005	行橋市中央1-2-1 (福岡県行橋総合庁舎内)	行橋市、豊前市、京都 郡、 築上郡 ただし、課税については、 北九州東県税事務所が所管	0930-23-2216(代)
総務部税務課	812-8577	福岡市博多区東公園7-7		092-651-1111(代)